

# 環境 NGO の司法アクセス：イタリア法制度における最近の展開

エレナ・ファソーリ（ボローニャ大学）

本稿は、判例法の分析を通じて、イタリアの NGO が起こした環境訴訟に関わる主な潮流について考察するものである。

イタリアの法制度は環境問題に関して特別の司法機関または特別の訴訟手続をもたない。これらの問題は、主には行政裁判所で、また稀に、環境犯罪から損害が生じる場合には、NGO の訴えにより刑事裁判所で、扱われる（たとえば災害や水質汚染）。

行政裁判所に関しては、主に二つの問題が強調されねばならない。一つは NGO の原告適格要件に係わる。イタリアの判例法は、実際に次の二つに分けられる。すなわち、その利益に影響を及ぼす行政庁の決定、作為または不作為を争うために、承認された環境団体の地方支部が提訴することを認めるアプローチと、全国的な団体の代表にのみ訴権を与える、より厳格な司法の傾向である。この傾向は、オース条約から派生する義務も、それを実施する EU 法から派生する義務も満たさないように思える。しかし、最近のイタリア判例法では、柔軟なアプローチが好まれているようである（例えば国家評議会 3 部, 15 February 2012 判決, n. 784。これはピエモンテ州の埋立処分場を拡大する決定に係わる。ピエモンテ州の環境連合が活動している領域に影響を及ぼす決定に直接的かつ具体的な利益をもつかぎりにおいて、裁判所は当該 NGO に原告適格を認めた）。

二つ目の問題は、公行政庁が行った違法な環境決定を争うために、NGO に付与される「利益」の性質に係わる。イタリアの法律は、NGO に対して、都市計画行為を除く厳密な意味での環境決定のみを争う権限を与えているが、最近の判例法ではよりオース条約に即した別のアプローチを採用しているようである。オース条約によれば、「環境利益」という概念は、環境を害する場合には、計画策定や建築決定も含めるよう、広義に解釈されねばならない（例えばブレシア地方行政裁判所 2 部 10 December 2012 判決, n. 1927）。これはロンバルディア州が出した採掘計画の取消請求に係わる。本件は WWF イタリア、イタリア・ノストラおよび環境連合によって提訴されたものである）。

刑事裁判に関してイタリアの法律では、環境省のみが環境損害の補償を求めて民事訴訟を提起できると規定されている。にもかかわらず、最近の実務では、環境団体にも同様の資格を認めているようである。しかし、留意しておかねばならないのは、これらの請求は、公益上の環境損害の回復に係わるのではなく、環境団体が直接的に被る物質的および非物質的な被害に係わる、ということである。こうした被害とは、例えば環境損害に対する一般の意識を喚起するコストや、環境団体自身の定款に記載される環境保護目的を追求できないことから生じる信用喪失などである（例えばトリノ刑事裁判所 1 部, 13 February 2012 判決, n. 5219, においては、繊維セメント会社エタニットの元幹部二人が、「故意に労働者に対する予防を怠ったこと」の、また「故意の過失」の罪に問われ、最終的には禁固 16 年の判決が下された）。この関係で、裁判所は刑事訴訟において民事訴訟を提起した WWF および環境連合の損害を認定した。